

「 居宅サービス（訪問リハビリテーション） 」

重要事項説明書

【目次】

1. 事業者
2. 事業所の説明
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 相談・苦情の受付について
6. 個人情報の利用目的
7. 緊急時の対応

1. 事業者

- (1) 事業者名 医療法人 ミズタニ
- (2) 事業者所在地 名古屋市熱田区金山町一丁目4番3号
- (3) 電話番号 052-681-7711
- (4) 代表者氏名 理事長 水谷 武彦
- (5) 設立年月 昭和42年1月15日
- (6) 介護保険事業者番号 2310900796

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 水谷病院
- (2) 事業所の所在地 名古屋市熱田区金山町一丁目4番3号
- (3) 電話番号 052-681-7711
- (4) 事業所長（管理者） 副院長 水谷 陽子
- (5) 当事業所の運営方針 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対してその居宅を訪問し、理学療法その他必要なりハビリテーションを行い、心身の機能を維持又は回復させることにより、療養生活の質の向上を図る。
- (6) 開設年月 平成12年4月1日
- (9) 通常事業の実施地域 熱田区、中区、中川区、昭和区
- (10) サービス提供時間 月曜日～金曜日 9時～17時
祝日・年末年始を除く

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問リハビリテーションサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
1. 事業所長（管理者）	1名	0名
2. 医師	1名以上	0名
3. 理学療法士	2名以上	0名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者様に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

介護保険の給付割合によってご利用者様の負担額が異なります。

要介護1～5の方と要支援1, 2の方で基本料金が異なります

① 基本料金 (1回につき)

利用時間	報酬単位	自己負担額
20分	308単位(要介護1～5) 298単位(要支援1, 2)	約334円(要介護) 約323円(要支援)

② 加算料金

・訪問リハ短期集中リハビリテーション加算 (1日につき)

		報酬単位	自己負担額
要介護	退院・退所日又は認定日から起算して 1ヶ月超3ヶ月以内	200単位	約211円
要支援	退院・退所日又は認定日から起算して 3か月以内	200単位	約211円

- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240単位 (1日につき)
要介護の方を対象とし、退院・退所日又はサービス利用開始時から起算して3ヶ月以内

- ・訪問リハマネジメント加算イ 180単位 (1月につき)
要介護の方を対象としています。

・サービス提供体制強化加算 (1回につき)

利用時間	報酬単位	自己負担額
20分	6単位	約63円

上記の自己負担額はすべて1割負担の方の場合の自己負担額となります。

(2) 介護保険給付対象外サービス

サービス提供に要する交通費 通常事業の実施地域以外のご利用の場合 一律300円

(3) 利用料金のお支払い方法

上記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月分を翌月に請求いたしますので、お支払いください。

(4) 利用者及びサービス担当者の予定変更

利用者様の事情により、サービスの利用を中止又は変更する場合は、すみやかにご連絡ください。
また、サービス担当者が訪問できない場合は、あらかじめ連絡のうえ、予定日の変更又は代わりの従事者が訪問するかを協議させていただきます。

5. 相談・苦情の受付について

(1) 当事業所における相談・苦情の受付

当事業所における相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 相談・苦情受付窓口（担当者） 副院長 水谷陽子 事務長 新美吉伸

○ 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

(2) 行政機関、その他苦情受付機関

当事業所以外に、市町村の相談苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

6. 個人情報の利用目的

情報提供していただいた内容は、他医療機関・施設・施設サービス計画・居宅介護支援事業所等との連携・連絡でサービスを円滑に行うため使用させていただくことがあります。また必要最小限の範囲でプライバシーを尊重し、関係者以外には決して漏れないよう細心の注意を払います
※利用者様のお求めに応じて、サービス提供記録を開示いたします。

7. 緊急時の対応

利用者様の主治医への連絡を行い医師の指示に従います。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講じます。また利用者様及びご家族が指定する者に対し、緊急に連絡します。